

公益社団法人 日本コンクリート工学会
国際会議等の「主催」、「共催」、「後援」・「協賛」に関する内規

平成 11 年 4 月 1 日 制定
平成 18 年 3 月 24 日 改正
平成 22 年 3 月 29 日 改正
平成 23 年 4 月 1 日 改正
平成 24 年 8 月 28 日 改正

(目 的)

第 1 条 この内規は、公益社団法人日本コンクリート工学会（以下「本学会」という。）が定款第 3 条の目的のために国際会議等を主催、共催、後援・協賛する場合の規則を定める。

(定 義)

第 2 条 この内規で定める主催、共催、後援・協賛の用語の定義は、次の各号による。

- (1) 主催とは、本学会が単独で国際会議等を実施することをいう。
- (2) 共催とは、本学会が 1 つ以上の他の学協会と共同で国際会議等を実施することをいい、本学会が主たる主催者（第 1 位）になる場合と、そうでない場合がある。
- (3) 後援・協賛とは、本学会が他の学協会の主催する国際会議等を援助することをいい、財政的援助を行わない。

(主 催)

第 3 条 国際会議等を主催する場合には、会議の全てについて責任をもって運営する。

2. 運営は、独立採算を原則とする。本学会は、主催する会議の運営に関し、理事会の決議により、財政的援助を行うことができる。ただし、有料参加者 1 人当たり 2 万円を上限とする。
3. 出版物等には、必ず本学会の名称（又は／及びロゴマーク）を記載し、必要に応じて本学会の若干の説明を記述する。

(共 催)

第 4 条 国際会議等を共催する場合には、本学会の責任範囲を明確にし、その範囲の中で運営する。

2. 本学会が主たる主催者（第 1 位）になって共催する国際会議等の運営に関し、理事会の決議により、財政的援助を行うことができる。ただし、有料参加者 1 人当たり 1 万円を上限とする。
3. 出版物等には、必ず本学会の名称（又は／及びロゴマーク）を記載し、必要に応じて本学会の若干の説明を記述する。

(後援・協賛)

第5条 他の学協会が主催する国際会議等を後援或いは協賛する場合には、本学会は会議の運営に直接関与しない。ただし、主催者からの要請があれば、会誌等により当該会議の主催者、開催主旨、場所、日時等を会員に周知させることができる。

2. 出版物等に必ず本学会の名称（又は／及びロゴマーク）を記載し、必要に応じて本学会の若干の説明を記述することを条件とする。

3. 後援或いは協賛についての可否は、国際委員会の議を経て専務理事が判断し、理事会で報告する。

(申請)

第7条 本学会が国際会議等を主催又は共催し、財政的援助を行う場合には、提案者は予め別途国際会議等開催に関する内規に従って、当該会議に関する計画書及び予算書を国際委員会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(改 廃)

第8条 この内規の改廃は、国際委員会で発議し、理事会が決定する。

附 則

1. この改正内規は、平成22年3月29日から実施する。

(1) “協賛”を“後援”と同じ扱いとし、いずれも資金援助なしとする。このため、第2条第3号と第5条の修正、さらに第5条にあった“後援団体に有料参加者1人当たり5千円以下の財政的援助ができる”の文言削除。

(2) 第7条“学術委員会の審議”を削除。

(3) 第7条に、“提案者は予め別途国際会議等開催に関する内規に従って、当該会議に関する計画書及び予算書を国際委員会に提出し”を追加。

2. この改正内規は、平成23年4月1日から実施する。

(1) 日本コンクリート工学協会から日本コンクリート工学会への名称変更にもない、条文中の“本会”を“本学会”に変更。

3. この改正内規は、平成24年8月28日から実施する。

(1) 第5条第3項に“国際委員会の議を経て”を追加する。